

1-B 遺言書あり、遺言執行者がいない場合

- 遺言執行者の指定や選任がなく、受遺者様が相続手続をされる場合、相続手続には下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、必要書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には受遺者様のご署名・捺印が必要です。

No.	必要書類等
1	被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等（※1）
2	受遺者の印鑑証明書 ●発行より6ヶ月以内のもの ●受遺者様が未成年者等の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。（※2）
3	遺言書 ●公正証書遺言の場合は、遺言書の正本または謄本をご準備ください。
4	検認済証明書 ●公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言等）の場合は、家庭裁判所での検認手続きが必要です。 遺言書情報証明書（法務局発行） ●自筆証書遺言保管制度を利用されている場合に必要です。

原則、上記の書類を提出いただき、当金庫で内容を確認したのちに「相続手続依頼書等」をご記入いただきます。その後、お支払いの手続きを行います。

5	相続手続依頼書（当金庫所定の相続預金等お支払いの依頼書） ●受遺者様にご署名・実印でのご捺印をしていただきます。（※2）
6	被相続人の通帳・証書等（※3） ●喪失されている場合は、「相続手続依頼書」でご申告ください。

※1. 法務局発行の「法定相続情報一覧図」をご提出いただく場合は、戸籍謄本等は不要です。記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等が必要です。

※2. 受遺者様が以下に該当される場合は、追加で必要となる書類がございます。
こちらをご確認ください。（未成年・成年後見制度利用・海外居住者等）

※3. 被相続人様のお取引内容によって別途書類が必要となる場合があります。

●遺言書上で当金庫の取引を承継される方や分割割合が明確でない場合は、相続人様確認のため、被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と相続人様全員および受遺者様のご署名が必要となる場合があります。